

令和6年10月1日

サンリン株式会社  
代表取締役社長 塩原 規男

## 吸収合併に係る事後開示書面

当社は、令和6年7月9日付けで有限会社松野燃料（以下「松野燃料」という）、との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和6年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、松野燃料を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日

令和6年10月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

#### (1) 差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求の該当はありません。

#### (2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求の該当はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和6年8月26日付で官報に公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

#### (1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

#### (2) 反対株主の買取請求

当社は、令和6年8月26日付で官報に公告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

#### (3) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和6年8月26日付で官報に公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 会社法 921 条の変更の登記をした日  
令和 6 年 10 月 9 日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以上

令和6年7月9日

有限会社松野燃料  
代表取締役社長 盛田 修一

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前開示書面)

当社は、令和6年7月8日付けでサンリン株式会社（以下、「サンリン」）との間で締結した合併契約（以下「本合併」という。）に基づき、令和6年10月1日を効力発生日として、サンリンを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価についての参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社の当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

- (1) サンリンの最終事業年度に係る計算書類等  
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
- (2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象  
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併消滅会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



## 合併契約書

サンリン株式会社（以下「甲」という。）と有限会社松野燃料（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。



### 第2条（商号及び住所）

甲（存続会社）及び乙（消滅会社）の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（存続会社）

商号：サンリン株式会社

住所：長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082-3

(2) 乙（消滅会社）

商号：有限会社松野燃料

住所：富山県魚津市上口2丁目16-27

### 第3条（本合併に際して交付する株式）

甲は、本合併に際して乙の全株式を所有しているため、本合併に際して新株式の発行を行わない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

存続会社が本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 金0円

(2) 資本準備金 金0円

### 第5条（本合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、令和6年10月1日とする。但し、本合併の手續の遂行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。



#### 第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ないで本合併を行う。

#### 第7条 (会社財産等の引継ぎ)

1. 乙は令和6年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において、甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継するものとする。
2. 甲は、効力発生日において乙が雇用している従業員全員を引き続き雇用し、甲の業務に従事させるものとする。

#### 第8条 (善管注意義務等)

1. 甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産管理及び運営を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自らその財産若しくは権利義務について重大な影響を及ぼす行為又は本合併の実行に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に甲乙で協議し合意の上、これを行う。
3. 甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間に、本契約に別途定める者を除き、その財産若しくは権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が発生又は判明した場合には、相手方に対し速やかにその旨及び当該事象の内容を通知する。

#### 第9条 (本契約の変更等)

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日までの間において、相手方の財産状態又は経営状態に重要な変動が発生又は判明した場合、本合併の実行に重要な支障をきたす事態が発生又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙で協議の上、本契約を解除することができ、また、甲及び乙の合意により、本合併の条件その他本契約の内容を変更することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i)国内外の法令等に定める本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかったとき、又は(ii)前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月8日

甲 長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082-3  
サンリン株式会社  
代表取締役社長 塩原 規男



乙 富山県魚津市上口2丁目16-27  
有限会社松野燃料  
代表取締役社長 盛田 修一

